



発行 東京都

目次

84

条例

- 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（青少年・治安対策本部）……………三
- 東京都知事の給料等の特例に関する条例……………（総務局）……………三
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………四
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………四
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）……………四
- 東京都立図書館条例の一部を改正する条例……………（同）……………五
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）……………六
- 東京都建築安全条例の一部を改正する条例……………（同）……………七
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………（同）……………七
- 東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）……………七
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）……………八

条例のあらまし

●東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第九一号）

一 自転車の安全で適正な利用に向けた取組を推進するため、都、事業者、都民その他の関係者が講じるべき措置に係る規定を追加するほか、所要の改正を行います。

（一） 都の責務に、都民に対する交通安全教育の推進及び事業者に対する協力を加えます。

（二） 自転車利用者に対する知事の指導及び助言に関する規定を設けます。

（三） 自転車小売業者等への自転車を安全で適正に利用するための啓発義務を強化します。

（四） 自転車使用事業者等に、自転車安全利用推進者を選任する努力義務を課します。

（五） 父母その他の保護者に、児童に対して乗車用ヘルメットを着用させる等の努力義務及び高齢者の親族等に、高齢者に対して乗車用ヘルメットの着用等に関する助言を行う努力義務を課します。

二 この条例は、平成二九年二月一日から施行します。

●東京都知事の給料等の特例に関する条例（条例第九二号）

一 平成二八年一月一日から平成二九年七月三十一日までの間の知事の給料等を、五〇パーセント減額する特例措置を設けます。ただし、平成二八年一月一日から平成二九年一月三十一日までの間の給料等については、一〇〇パーセント減額します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九三号）

一 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第六三号）の施行による土地区画整理法（昭和二九年法律第一一九号）の改正に伴い、規定を整

備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九四号)

一 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六三号)の施行による土地区画整理法(昭和二十九年法律第一一九号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第九五号)

一 特別支援教育の推進を図るため、東京都立光明学園を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立図書館条例の一部を改正する条例(条例第九六号)

一 東京都立多摩図書館の移転に伴い、位置を改めるほか、施設(セミナールーム等)の使用料に係る規定等を整備します。

二 この条例は、平成二十九年一月二十九日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第九七号)

一 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第七二号)の施行による建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)の改正に伴い、特定用途誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料の規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都建築安全条例の一部を改正する条例(条例第九八号)

一 駐車場法施行令の一部を改正する政令(平成二八年政令第二五九号)の施行を

踏まえ、大規模の自動車車庫又は自動車駐車場の換気設備に関する基準を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例(条例第九九号)

一 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第七二号)の施行による都市再開発法(昭和四四年法律第三八号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例(条例第一〇〇号)

一 民生委員の定数を改めます。

二 この条例は、平成二八年一月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇一号)

一 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二八年法律第七三号)の施行に伴い、警視庁総務部の所掌事務に「国外犯罪被害弔慰金等に関すること。」を加えます。

二 この条例は、平成二八年一月三〇日から施行します。

条 例

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十一号

東京都自転車法の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十五年東京都条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。

4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

第六条第二項中「自転車の製造若しくは組立て又は整備を業とする者」を「自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）」に、「第十三条」を「第十三条第二項」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。
第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

第十二条中「従業者に対し」を「その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり」に改める。

第十三条中「自転車小売業者、自転車の組立てを業とする者（第二十三条第二項及び第三十七条において「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（第十二条、第二十三条第二項及び第三十七条において「自転車整備業者」という。）」を「自転車組立業者、自転車貸付業者」に、「販売等」を「組立て、貸付け等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対し、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発

を行わなければならない。

第十四条中「第三十条において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（自転車安全利用推進者の選任）

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

第十五条を次のように改める。

（児童及び高齢者の技能及び知識の習得等）

第十五条 父母その他の保護者は、その保護する児童（十八歳未満の者をいう。次条において同じ。）が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該児童に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。）の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

第十七条中「東京都規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第三十五条の見出し中「自転車旅客運送事業」を「自転車旅客運送事業者」に改める。

第三十六条の見出し中「自転車貸付事業」を「自転車貸付業者」に改め、同条第一項中「自転車貸付事業を営む者」を「自転車貸付業者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

東京都知事の給料等の特例に関する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十二号

東京都知事の給料等の特例に関する条例

知事の平成二十八年十一月一日から平成二十九年七月三十一日までの間における給料の月額、東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号。以下「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、条例別表（一）に掲げる給料月額から、その額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、条例第四条第一項の規定（退職手当に係る部分に限る。）の適用については、この限りでない。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十八年十一月一日から平成二十九年一月三十一日までの間におけるこの条例の規定の適用については、この条例中「百分の五十」とあるのは「百分の百」とする。ただし、平成二十八年十二月に支給する期末手当の額に係るこの条例の規定の適用については、この限りでない。

3 東京都知事の給料等の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七十六号）は、廃止する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十三号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表九の項イ②中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に、「東京都農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない特別区にあつては、

区長）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十四号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表七の項イ②中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に、「東京都農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十五号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中「同 水元小合学園 葛飾区水元一丁目二十四番一号」を

「同 水元小合学園 葛飾区水元一丁目二十四番一号
同 光明学園 世田谷区松原六丁目三十八番二十七号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立図書館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十六号

東京都立図書館条例の一部を改正する条例

東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表東京都立多摩図書館の項位置の欄を次のように改める。

東京都国分寺市泉町二丁目二番二十六号

第四条中「東京都教育委員会」の下に「（以下「教育委員会」という。）」を加える。

第六条第二項中「東京都教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第七条中「東京都教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第十六条とし、第六条の次に次の九条を加える。

（使用の承認）

第七条 別表に掲げる東京都立多摩図書館（以下「多摩図書館」という。）の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、東京都教育委員会規則（以下「規則」という。）に定めるところにより申請し、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしない

ことができる。

一 多摩図書館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

二 多摩図書館の管理上支障があると認められるとき。

三 申請に係る施設等が、多摩図書館の事業を行うために必要であると認めるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

（使用料）

第八条 前条第一項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（施設等の変更禁止）

第十条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用承認の取消し等）

第十一条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

一 使用の目的に違反したとき。

二 この条例に違反し、又は教育委員会の指示に従わなかったとき。

三 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

四 災害その他の事故により、施設等の使用ができなくなつたとき。

五 工事その他の都合により、教育委員会が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第十三条 東京都立図書館の図書館資料（図書館法第三条第一号に規定する図書館資料をいう。）又は施設若しくは附帯設備を損傷し、又は紛失した者は、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（使用料の減額及び免除）

第十四条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、第八条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第十五条 既に納付した第八条に規定する使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第七条、第八条関係）

施設	区分		使用料
	使用単位		
セミナールーム	午前	八、一〇〇円	
		午後	一〇、八〇〇円
	夜間	八、一〇〇円	
		全日	二七、〇〇〇円
	午前	三〇〇円	
		午後	四〇〇円
	夜間	三〇〇円	
		全日	一、〇〇〇円
	講師控室	一式一回	二、九〇〇円
		液晶モニター	一、二〇〇円
プロジェクター		八四〇円	
ワイヤレスマイクセット		二四〇円	

備考

一 施設の使用単位は、午前は午前九時から正午まで、午後は午後一時から午後五

時まで、夜間は午後六時から午後九時まで、全日は午前九時から午後九時までとする。

二 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日における施設の使用単位は、午前及び午後とする。

三 講師控室又は附帯設備のみの単独使用は、認めない。

四 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位の午前、午後、夜間又は全日に対応するものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月二十九日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の東京都立図書館条例（以下「新条例」という。）第七条から第十一条まで、第十四条及び第十五条の規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

東京都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十七号

東京都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の一部第七の款中三十一の四の項から三十一の八の項までを三十一の五の項から三十一の九の項までとし、同条三十一の三の項中「第六十条の三第一項」を「第六十条の三第二項」に改め、同項を同条三十一の四の項とし、同条三十一の二の項の次に次のように加える。

三十一の三 建築基準法 第六十条の三第一項第 三号の規定に基づく建 築物の容積率及び建築 面積に関する制限の適 用除外に係る許可の申 請に対する審査	特定用途誘導地区内の 建築物の容積率及び建 築面積に関する制限の 適用除外に係る許可申 請手数料	十六万円 許可申請のとき。
--	--	------------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都建築安全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十八号

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第四号中「二十五立方メートル」を「十四立方メートル」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十九号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一号中「第一百十條第四項」を「第一百十條第五項」に改め、同条第二号中

「第七十三條第一項第七号」を「第七十三條第一項第十二号」に改める。

第七十條第一項第一号中「第百條」を「第百條第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第一百号

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

東京都民生委員定数条例（平成二十六年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

表中央区の項中「百十一人」を「百十五人」に改め、同表港区の項中「百六十八人」

を「百六十五人」に改め、同表新宿区の項中「三百三人」を「三百二人」に改め、同表

墨田区の項中「二百九人」を「二百十一人」に改め、同表江東区の項中「三百二十五

人」を「三百二十六人」に改め、同表大田区の項中「五百四人」を「五百五人」に改め、

同表世田谷区の項中「六百二十七人」を「六百三十六人」に改め、同表中野区の項中

「三百六人」を「三百九人」に改め、同表豊島区の項中「二百五十二人」を「二百六十

一人」に改め、同表板橋区の項中「五百十九人」を「五百三十二人」に改め、同表練馬

区の項中「五百七十一人」を「五百七十六人」に改め、同表足立区の項中「五百五十九

人」を「五百六十三人」に改め、同表立川市の項中「百五十七人」を「百五十八人」に

改め、同表青梅市の項中「百四十八人」を「百五十一人」に改め、同表府中市の項中

「百七十三人」を「百七十六人」に改め、同表町田市の項中「二百五十四人」を「二百

五十七人」に改め、同表小平市の項中「百三十八人」を「百三十七人」に改め、同表日

野市の項中「百三十四人」を「百三十三人」に改め、同表国立市の項中「五十四人」を

「五十七人」に改め、同表稲城市の項中「六十二人」を「六十五人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百一号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

附則

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

